

結婚新生活 支援事業

家賃・引越し代・住宅取得費

最大 **60万円** 補助

対象世帯

次の条件を全て満たす方が対象です。

- ① 婚姻日 **令和7年1月1日から令和8年3月31日^{注1}まで**に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。
- ② 年齢 夫婦**共に39歳以下**であること。(婚姻日時点)
※29歳以下 上限60万円
30歳以上39歳以下 上限30万円
- ③ 所得 夫婦の**合計額が500万円未満**であること。(申請日時点の所得証明書をもとに算出)
※貸与型奨学金を返済している場合は、所得から年間返済額を控除できます。
- ④ 住所 夫婦共にうきは市内に住民票があること。(申請日時点)
また、新居が市内にあり、夫婦の少なくとも一方がその新居に住民票を移していること。
- ⑤ 夫婦共に納期限が到来している市税の未納がないこと。(申請日時点)
- ⑥ 他の公的制度による家賃補助、補助金等を受けていないこと。
- ⑦ 過去にこの補助金を受けたことがないこと。

対象経費

令和7年4月1日から令和8年2月28日の間 かつ 婚姻日以降に支払った、次の経費が対象です。

- 住宅の購入費用
- 住宅のリフォーム費用 (修繕・増築・改築)
- 住宅の賃借費用 (賃料・共益費・敷金・礼金・仲介手数料)
- 引越し費用 (引越業者・運送業者に支払ったもの)

申請期間



令和7年4月1日～令和8年2月28日

予算に限りがあります。お早めにご検討ください。

お問い合わせ



0943-73-9021

うきは市役所 企画政策課 政策調整係



申請書類

次の申請書類を、うきは市役所企画政策課へご提出ください。

	書類	取得先
必須	うきは市結婚新生活支援補助金交付申請書	うきは市 企画政策課 or うきは市HP
必須	結婚受理証明書 注2 もしくは 戸籍謄本 注3 ※夫婦の記載のあるもの	注2 婚姻届を提出した自治体 注3 本籍地の自治体
必須	住民票 ※新婚世帯全員の記載のあるもの	うきは市 市民生活課
必須	所得証明書 ※申請日時点における直近のもの 令和7年5月までの申請 注4 → 令和5年1～12月分の所得額 令和7年6月からの申請 注5 → 令和6年1～12月分の所得額	注4 令和6年1月1日時点で 住民票を置いていた自治体 注5 令和7年1月1日時点で 住民票を置いていた自治体
	【奨学金の返済額を控除すれば、夫婦の所得が500万円未満となる場合】 貸与型奨学金の返済額がわかる書類 ※所得証明書と同じ期間の返済がわかるもの	コピー
必須	【購入の場合】 売買契約書 【リフォームの場合】 工事請負契約書 もしくは 請書 【賃借の場合】 賃貸借契約書	すでに支払いをしている場合は、 領収書や引き落とし口座の通帳の写しも ご提出ください。 コピー
必須	住宅手当支給証明書 ※勤務先に記入してもらったもの	うきは市 企画政策課 or うきは市HP
	【離職している場合】 誓約書 および 離職したことがわかる書類 注6 ※離職票・退職証明書など	注6 うきは市企画政策課 or うきは市HP コピー
	【引越しを引越し業者に依頼した場合】 領収書	コピー
必須	滞納のない証明書 ※18歳以上の世帯員全員分	うきは市 税務課

うきは市役所 企画政策課 政策調整係

福岡県うきは市吉井町新治316

TEL/0943-73-9021 MAIL/kikaku@city.ukiha.lg.jp



詳細・申請書類についてはこちらから！



うきは市 結婚新生活支援事業

